

1 監査の準拠基準

久喜市監査基準

2 監査の対象

庶務課、人事課、財政課、収納課、国民健康保険課、農業振興課、久喜ブランド推進課、生活支援課、高齢者福祉課、健康医療課、スポーツ振興課、建設管理課、都市計画課、建築審査課、菖蒲総合支所総務管理課、水道事業（上下水道経営課、水道施設課）、下水道事業（上下水道経営課、下水道施設課）、選挙管理委員会事務局、公平委員会、農業委員会事務局、学務課、指導課、清久小学校、菖蒲東小学校、東鷲宮小学校及び鷲宮西中学校における令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された財務に関する事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等に主眼を置いて監査した。なお、「繰越額が補助金額を上回る補助金」については、特に重点を置いて監査を実施した。

4 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票等について、証憑突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

5 監査の期日

令和4年11月7日、9日、15日、17日

6 監査の結果

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを共通着眼点として監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認した。